

ル日、其業務ニ使用セラレザルニ至リタル日、又ハ第十三條俱書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス。但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」とあるを

「第十三條及第十五條ノ規定ニヨル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス、但シ解雇ノ場合ハ、被保險者ノ承認アルカ又ハ裁判ノ判決アルニアラザレバ其ノ資格ヲ喪失スルコトナシ」と改正すべしノ決議案通過シ、本部及社民黨は、他の改正條項と共に其貫徹を期したが、未だその目的を達することを得ないことは遺憾である。

十八、工場法中扶助料規定一部改正の件

理事會及執行委員會

第一回理事會

五回の理事會と十五回の執行委員會が開催された。

昭和五年十月廿四日午後八時

議長 松岡 會長
 報告 齋藤 主事
 (一)會務報告 福岡 會計
 (二)會計報告 各組 合理事
 (三)全國大會出席代議員數報告

議事

- (一)全國大會提出議案審議
- (二)代議員出發時間に就いて
- 一日午後七時半集合、八時十分東京驛發(神奈川聯合會は横濱驛乗車)
- (三)「全協」の侵入に對し、最善の努力を以て警戒されたし(神奈川石油労働組合提案)可決

第二回理事會

昭和五年十二月廿六日午後七時

議長 松岡 會長
 報告 齋藤 主事
 (一)會務報告 福岡 會計
 (二)會計報告
 (三)第十五回國際労働代表顧問推選の件
 福岡金次郎君を滿場一致推選す。

第三回理事會

昭和六年四月五日午後八時

議長 三木 執行委員
 報告 齋藤 主事
 (一)會務報告 福岡 會計
 (二)會計報告

十九、切手制度採用に關する決議

未だその實現を見るに至らぬ。

現在、組合員手帳及切手制度を採用して居るもの方の如し。(傍點あるは今年度新に採用せるもの)

組合員手帳 東京鐵工組合、製綱労働組合、中央合同労働組合、中央硝子工組合、出版印刷労働組合、自動車同志會、紡織労働組合、運輸労働組合、水道同志會、切手制度 東京鐵工組合、製綱労働組合、中央合同労働組合、中央硝子工組合、出版印刷労働組合、自動車同志會、紡織労働組合、運輸労働組合、水道同志會、神奈川合同労働組合

以上の如く、勸告決議の成績は良好であつた。

議長

松岡 會長
 齋藤 主事
 福岡 會計
 各組 合理事

- (事後承認)
- (一)天津漁夫組合に對して、金堂千圓を出發したる日
- (二)桑野電機工場管理に金堂千圓を融通したる日
- (三)中央硝子工組合加盟の件 以上一括可決
- 議事
- (一)日本労働會館改造の件 建設委員會に一任
- (二)メーデーに關する件 執行委員會一任
- (三)標語
- (四)ホスター
- (五)其他準備
- (六)福岡顧問出發見送の件
- (七)四月六日午後七時東京驛出發に際しては、多數見送りとなすこと、神奈川聯合會は横濱驛で見送ること。
- (八)秋田樽丸工組合爭議團並に小松宗治君に對し激電を發する件 (可決)
- (九)福岡顧問送別

第四回理事會

昭和六年九月四日午後八時

議長 松岡 會長
 報告 齋藤 主事
 (一)會務報告
 (二)會計報告

理事會代表 大越 半忠
 福岡金次郎